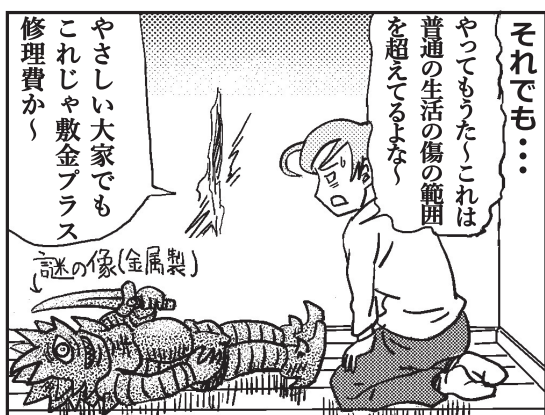


トラブルまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

賃貸契約トラブル編



退去時の修理・掃除代などの高額な料金請求トラブルが増えています。

退去時にハウスクリーニング代・錠の取り換え代などの高額料金を請求されるトラブルがある

入居時に状況を確認し、気になるキズ等は

- 貸主に告げる！
- 写真で残す！

退去時には両者立会いのもとで現状を確認し、納得できない点は貸主に説明を求める

原状回復のルールでは、借主は原状回復義務を負うが、通常損耗・経年変化など借主に責任がない損傷は含まれないとある

詳しくは、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に交渉

困ったら消費生活総合センターに相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666